

共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会 設置趣旨

共有私道における下水道の排水設備の設置や維持等に関しては、同意を取得すべき共有者の範囲についての関係法令の解釈が必ずしも明確ではなく、慎重を期して私道共有者（以下「共有者」という。）全員の同意を得る運用がされているとの指摘がある。また、下水道管理者たる自治体においては、設備設置主体の土地所有者等から設置届出や助成制度の申請を受ける際に、住民同士のトラブルを防ぐ観点から、共有者の同意確認や所定の確認書類等の提出を求めている場合が多いが、当該手続についても、共有者の所在を把握することが困難な事案への対応をはじめ、運用の改善を求める声がある。

これらについて、所有者不明土地については、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～（平成30年1月、共有私道の保存・管理等に関する事例研究会。以下「ガイドライン」という。）」において、共有私道における排水設備設置等に係る法律の適用関係について一定の整理が示されるとともに、所有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも共有者全員の同意を得る必要がない場合がありうることが示されている。

他方、令和3年1月に実施した、国土交通省下水道部の実態調査では、依然として全国の約7割の下水道管理者等が、土地所有者等が共有私道に排水設備を設置する場合に、あらかじめ私道共有者全員の同意を得るよう独自の行政手続きを行っており、共有者の転居や死亡等により、当該共有者の同意書が揃わず、排水設備の設置が滞るといった支障がある。また、同意における本人確認の方法についても、印鑑登録証明の添付等を求めているケースがあり、デジタル社会の実現に向けた行政手続きのオンライン化を進めるため、見直しを必要とするところである。

前述の経緯を踏まえ、共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進及び所有者不明土地の円滑な利用促進等のため、必要な関係手続等の見直しの推進が求められている。そこで、ガイドラインにおける法的整理の結果や各種政府方針等の趣旨を踏まえ、各自治体における共有者の同意手続きや本人確認等の手続きの見直し等に係る取組状況の把握・事例収集や実務における課題等を整理し、併せて、自治体独自の取組に係る法的整理や実例等の把握のため、有識者、法曹、下水道管理者等を含む関係者からなる勉強会を設置することとした。